

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社RYOWA(旧 株式会社MIYABI)
法人番号： 9470001011718
住 所： 埼玉県川口市坂下町3丁目6番12号
- 指名停止措置期間： 令和5年12月8日から令和6年1月7日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 四国地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社MIYABIと同社元社長は、平成29年11月から令和2年10月までの3事業年度で架空の外注費を計上するなど税務署に虚偽の申告を行い、約4億8900万円の所得を隠し、法人税と消費税の合計約1億6700万円を脱税したとして、令和5年10月27日、高松地方裁判所から同社は罰金4200万円、元社長は懲役2年(執行猶予3年)を言い渡された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社RYOWA(旧 株式会社MIYABI)の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)